

三重縣公報

第六千二百五十六号

昭和二十四年七月十五日

金 曜 日

告 示

●三重縣告示第三百八十九号

次のように、家畜傳染病が発生した。

昭和二十四年七月十五日

三重縣知事

青 木 理

病名

畜

発生

決定月日

轉轄

発生地

病

ひな

五

六月十四日

殺 三重郡川島村

同

同

同

同

同 四日市市松本町

同

同

同

同

同 四日市市永町

同

同

同

同

同 四日市市北浜田町

同

同

同

同

同 三重郡小山田村

同

同

同

同

同 桑名市上野

同

同

同

同

同 津市小森町

核病

牛

一

同

同

●三重縣告示第三百九十号

古井耕地整理組合(松阪市)に対し、規約変更のことを昭和二

十四年七月九日認可した。

昭和二十四年七月十五日

三重縣知事

青 木

理

●三重縣告示第三百九十一号

朝田耕地整理組合(松阪市)に対し、規約変更のことを、昭和

二十四年七月九日認可した。

昭和二十四年七月十五日

三重縣知事

青 木

理

●三重縣告示第三百九十二号

五共耕地整理組合(三重郡大矢知村)に対し、規約変更のこと

を、昭和二十四年七月九日認可した。

昭和二十四年七月十五日

三重縣知事

青 木

理

雑 報

●三重縣廳中処務細則の一部を、次のように改正し、昭和二十

四年七月一日施行した。(文書課)

第十三條中監理課事務分掌第二号と、第三号かつこの都市計

画課を削り、道路課事務分掌中第四号を削る。

「都市計画課」を「計画課」に改め、事務分掌第五号の次に、次の一号を加える。

六 上下水道に関する事。

第十三條の二環境衛生課事務分掌第六号の次に、次の一号を加え、第七号を第八号とし、以下順次繰り下げる。

七 飲食営業臨時規程に関する事。

この廳訓公布のとき、別に辭令を用いず、現に左表上欄記載の課長である者または、勤務もしくは兼ねて勤務の者は、下欄記載の課の長に補せられ、または勤務もしくは兼ねて、勤務を命ぜられたものとする。

現行部課名 改正部課名

土木部都市計画課 土木部計画課

地方公共団体の設置分合及び境界変更について (地方課)

都道府縣名	編入又は設置しようとする区域の名称	施行年月日	備考
青森縣	南津輕郡中郷村大字境松字袋井全区域と同村大字境松字坂本の一部区域。	昭二四、四、一	
青森縣	三戸郡田部村大字森越の全区域	同	
岩手縣	和賀郡立花村大字立花の区域	同	
山形縣	最上郡新庄町の全区域	同	
福島縣	東白川郡常盤村の全区域	昭二三、一一、三	
福島縣	大沼郡西山村大字輕井沢の一部区域	同二四、一、一	

三戸郡北川村の区域に編入
和賀郡黒沢尻町の区域に編入
新庄市設置
東白川郡塙町設置
大沼郡新郷村及び河沼郡柳津町にそれぞれ編入

福島縣	西白河郡白河町及び大沼村を廃しその全区域	白河市設置	同二四、四、一	市役所の所在地は白河市中町三六
福島縣	岩瀬郡大里村大字大里の全区域	岩瀬郡大里村設置	同	役場の所在地は大里村大字大里

栃木縣	芳賀郡物部村大字鹿の一部区域	芳賀郡久下田町の区域に編入	同	
栃木縣	芳賀郡久下田町大字大根田の一部区域	芳賀郡物部村の区域に編入	同	
栃木縣	河内郡瑞穂野村大字桑島新田の全区域	域芳賀郡清原村の区域に編入	同	
栃木縣	河内郡妻川村大字西川田字東原の一部区域	河内郡雀宮村の区域に編入	同	
栃木縣	河内郡城山川村大字古賀志の一部区域	上都賀郡菊沢村の区域に編入	同	
栃木縣	横川村大字平松の一部区域	宇都宮市の区域に編入	同	
埼玉縣	北埼玉郡忍町の全区域	行田市設置	同二四、五、三	
千葉縣	香取郡飯高村、吉田村、日吉村及び豊和村の全区域	匝瑳郡の区域に編入	同二三、一一、三	

富山縣	西砺波郡福田村を廃し、その全区域	高岡市の区域に編入	同二四、一、一	
石川縣	河北郡川北村を廃し、その全区域	金沢市の区域に編入	同二四、六、一	
石川縣	能美郡白米村、尾口村及び鳥越村の全区域	石川郡の区域に編入	同	
福井縣	今立郡鯖江町、新横江町及び舟津村の全区域を廃止	同上の三町村の区域を合わせ	同二三、一一、二	二廃止
福井縣	足羽郡社村大字小山谷の全区域	福井市の区域に編入	同二四、四、一	三設置
山梨縣	西八代郡共和村大字宮本字大子の全区域及び字下田和の一部区域	西八代郡富里村の区域に編入	同	
長野縣	上伊那郡伊那町大字伊那部字上原の一部区域	上伊那郡美郷村の区域に編入	同二三、一一、二八	
長野縣	上伊那郡美郷村大字美郷字六道原の一部区域	上伊那郡伊那町の区域に編入	同二三、一一、二八	
長野縣	東筑摩郡洗馬村大字小和田の一部区域	東筑摩郡朝日村の区域に編入	同	

長野縣	東筑摩郡朝日村大字西洗馬字岩垂境の一部区域	東筑摩郡洗馬村の区域に編入	同
長野縣	上伊那郡南河村大字大字草日曾利の全区域	上伊那郡飯島村の区域に編入	同二四、四、一〇、一
岐阜縣	安八郡川並村の全区域及び牧村大字馬瀬の全区域	大垣市の区域に編入	同二三、一〇、一
岐阜縣	可兒郡伏見村の全区域	可兒郡伏見町を設置	同二四、四、一
岐阜縣	安八郡中川村の全区域	大垣市の区域に編入	同二三、一一、一
愛知縣	東加茂郡下山村の一部区域	南設楽郡作手村大字中河内を同	同二四、六、一
愛知縣	東加茂郡下山村の一部区域	南設楽郡作手村大字中河内を同	同二四、六、一
愛知縣	丹羽郡扶桑村大字山那の一部区域	丹羽郡扶桑村大字小淵を設置	同二四、一、一
愛知縣	丹羽郡扶桑村大字山那の一部区域	丹羽郡扶桑村大字小淵を設置	同二四、一、一
京都府	天田郡、西中筋村、下川口村及び上豊富村の全区域	福知山市の区域に編入	同二四、四、一
京都府	愛宕郡雲ヶ畑村、岩倉村、八瀬村、大原村、静市野村、鞍馬村、花脊村及び久多村の全区域	京都市の区域に編入	同
奈良縣	磯城郡耳成村大字内膳の全区域	高市郡八木町の区域に編入	同二四、六、八
奈良縣	吉野郡黒滝村大字才谷の全区域	吉野郡秋野村の区域に編入	同二四、五、三
奈良縣	添上郡東里村大字平清水及び大字中ノ川の全区域	添上郡東里村大字生城里を同	同二四、四、一
奈良縣	吉野郡高見村大字繁家の全区域	吉野郡小川村の区域に編入	同二四、一、一
奈良縣	南葛城郡北田郷村大字藤原の一部区域	南葛城郡北田郷村の区域に編入	同
奈良縣	南葛城郡大正村大字鎌田の一部区域	南葛城郡北田郷村の区域に編入	同二四、四、二九
鳥根縣	飯石郡飯原村の全区域	飯石郡飯原町を設置	同二四、四、一
岡山縣	兒島郡瀬崎村の全区域	兒島郡瀬崎町を設置	同二四、四、一

岡山縣	英田郡大野村大字桂坪字穰多平の全区域	英田郡大野村大字桂坪字茅平に名称変更	同
岡山縣	英田郡大野村大字滝字穰多山の全区域	英田郡大野村大字滝字水木口に名称変更	同
岡山縣	小田郡神島外村大字白石島の一部区域	小田郡白石島村を設置	同
岡山縣	御調郡下川辺村の全区域	芦品郡の区域に編入	同
岡山縣	双三郡河内村大字山家字西山の一部区域	双三郡河内村大字山家字郷川の区域に編入	同二三、一一、二三
岡山縣	双三郡河内村大字山下及び三原並びに山家の一部区域	双三郡三次町の区域に編入	同二三、一一、一
岡山縣	熊毛郡高水村大字原の一部区域	熊毛郡藤間村の区域に編入	同二四、四、一
山口縣	大津郡深川町大字東深川字無田新開の全区域	大津郡仙崎町の区域に編入	同
山口縣	美馬郡良光町大字太田字小山北の一部区域	高松市紙町の区域に編入	同
山口縣	高松市天神町及び田村町の一部区域	三豊郡伊吹村を設置	同二四、一、一
山口縣	三豊郡御音寺町大字伊吹の全区域	三豊郡伊吹村を設置	同二三、一一、三
山口縣	南宇和郡内海村の一部区域	南宇和郡内海村を設置	同
山口縣	南宇和郡内海村の一部区域	南宇和郡御莊町の区域に編入	同二四、三、三〇
山口縣	高知市朝倉旧練兵場(元陸軍用地)の全区域	高知市朝倉字若草町を設置	同二四、四、一
山口縣	小城郡北多久村の全区域	小城郡北多久町を設置	同二四、四、一
山口縣	東松浦郡久里村の一部区域	東松浦郡相知町及び境村の区域に編入	同
山口縣	西彼杵郡黒瀬村の全区域	西彼杵郡黒瀬町を設置	同二四、四、一
山口縣	上縣郡豊崎村の全区域	上縣郡豊崎町を設置	同二三、一二、一
山口縣	葦北郡水俣町の全区域	水俣市を設置	同二四、四、一
山口縣	大野郡野津市村の全区域	大野郡野津市町を設置	同

宮崎縣 西諸縣部紙尾村字見起の全区域 同二四、一、一
 鹿兒島縣 出水郡三笠村大字江内の全区域 同二四、四、一
 鹿兒島縣 薩摩郡下嶺村大字關平田の全区域 同
 鹿兒島縣 給良郡日当山村大字朝日の全区域 同二三、一一、一
 鹿兒島縣 薩摩郡大村大字北方及びび南方の全区域 同二四、二、一
 地方公共團體の事務所の位置變更について(焼失を含む)

名 称 旧 事 務 所 新 事 務 所 又は 仮 事 務 所 備 考
 青森縣上北郡下田村役場 下田村字中下田一三〇本内小学校内 昭和二十四年三月二十二日
 秋田縣雄勝郡元西馬音内村役場 元西馬音内村西馬音内堀廻字元城五七番地 火災のため廳舎その他焼失。
 秋田縣山本郡荷上場村役場 二ツ井町字比井野一〇六番地の一 同 昭和二十四年三月二十七日
 秋田縣山本地方事務所 荷上場村字清尻三〇番地 同 二ツ井町荷上場村組合を昭和二十四年四月五日解散したため
 石川縣江沼郡矢田野村役場 矢田野村字下栗津ノの一〇一一番地 能代市品山退分二 能代北高等学校 昭和二十四年五月三十日
 福井縣大飯郡本郷村役場 本郷村本郷第一一九号四番地ノ五 豊栄村字富浦沢 豊栄中学校内 火災のため廳舎その他焼失。
 長野縣埴科郡登米村役場 登米市東寺林町 同 昭和二十三年十一月一日
 奈良縣奈良市役所 山口市白石小学校講堂内 山口市役所臨時事務所 同 昭和二十三年十月十九日
 香川縣木田郡下高岡村役場 下高岡村一二三九番地ノ二 下高岡村九七四番地ノ一 同 昭和二十三年十月十九日

大分縣大分地方事務所

鹿兒島縣出水郡阿久根町役場 阿久根町波留二二三番 大分市荷揚町大字縣廳内及び大分市荷揚町阿久根波留二二三番地二七番地二号 同 昭和二十四年三月九日
 宮崎縣兒湯郡妻町役場 同 昭和二十三年十二月十一日 変更 昭和二十四年四月十四日

町 村 名 町村長職印紛失及び盜難について
 紛失又は盜難の職員印

新潟縣中蒲原郡須田村 本印六分角、四兩磨減して字体鮮明でなく、書体は古典れい書で「新潟縣中蒲原郡須田村長印」としたものを。 同 昭和二十三年十月四日倉敷駅にて盜難にあつたもの。
 岡山縣阿哲郡野馳村 縦一、八釐、横一、八釐で「阿哲郡野馳村長印」としたものを。 同 昭和二十三年十月四日倉敷駅にて盜難にあつたもの。
 徳島縣美馬郡半田町 町長職印 紛失 昭和二十三年十二月六日紛失。

通知照會

◎地第一一二三二号 昭和二十四年七月十五日 總 務 部 長
 各地方事務所長殿 各市町村長殿

元正規陸海軍將校又は特別志願予備將校として誤つて仮指定を受け、覺書該當者に指定された者で、現在までこれを知らずに解除申請又は特免申請の手続を執らなかつた者の取扱については、昭和二十四年政令第三十九号附則第二項により、解除

申請は特免申請に切り換えられ、且つ、特免申請提出期限は、本年五月三十一日であつたため、現在においては、これらの者の指定解除の方法はないが、將來何等かの方法が講ぜられることとなるので、さきの解除申請(昭和二十三年七月二十八日地第七九一号通達「縣公報登載」)に準じて、調査表及び関係資料を提出するよう関係者に周知せしめられたい。

◎地第一〇四四号 昭和二十四年七月十五日 總 務 部 長
 各地方事務所長殿 各市町村長殿

昭和二十三年法務廳令第四十二号の一部改正
について(通知)

昭和二十四年六月六日法務廳令第十五号をもつて昭和二十三年法務廳令第四十二号(昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の届出等に関する件)の一部が改正され、七月一日から施行せられたる御了知ありたい。
なお、右の改正に伴う変更届出書用紙を別途送附したから今後これにより届出せしめられたい。

●衛予防第二三六九号

昭和二十四年七月十五日

衛生部長

各市町村長
各保健所長

臨時種とう実施について(通達)

最近大陸方面特に朝鮮からの密入国者により、とうそう病毒が移入されて国内各地にその患者が発生し、縣下でもすでに津市及び一志郡に各一名発生している。今後もお同様の病毒移入によつてとうそうの流行が憂慮される現状にある。
昭和二十一年全国一斉に臨時種とう以来時日の経過によりその免疫性は相当の低下が考えられるので、今回全縣下に臨時種とうを実施することとし、予防接種法第六條に基づき厚生省訓令が発せられる予定であるので、この実施に当つては、次の要領に留意し、防疫の万全を期せられたい。

参考

昭和二十四年五月二十三日衛予第一九四二号

- 一 実施対象
全縣民並びに法の適用をうける外国人居留者但し、最近一年以内に種とうを完了した者を除く。
- 二 実施順位
第二期、第三期該当者から実施する。
- 三 実施期日
できる限り速に開始する。
- 四 種とうの記録
種とうの記録の正確を期することにより、必要がないと認めた場合は、予防接種済証の交付を省くことができる。
- 五 痘苗の調整あつ旋
実施順位により所要量を調整あつ旋する。
- 六 経費
1 今回の臨時予防接種に要する経費の國庫負担の基準額は本年五月二十三日衛予第一九四二号(公報登載)通知の左記一の(二)による。
2 接種に要する費用は、現在の財政状態よりあたら限り実費を徴収せられたい。
なお、痘苗購入に際しては、原則として代金引換とするよう特別の措置を講じられたい。
3 今回の接種は、緊急を要するので、前記通知による基準によつて実施困難なものは、前記通知左記一の(二)の規定により至急参考書類を提出されたい。

「昭和二十四年度予防接種を行うため必要な経費の基準並びに実費の範囲及び算定方法」
抜すい

(甲) 臨時予防接種の場合の基準額は次の如くである。

(甲) 予防接種記録作成費

連記式記録用紙一〇名に対し三十銭但し標準保健所管下市町村を除く。

(乙) 接種費

(イ) 種とう 八円四錢三厘

(ロ) 実施の場合特別な理由により前項の基準額を超え、又は新しい種目及び算定基準を要するときは縣知事は、個々の実施について事前に必要な参考資料を添え、厚生大臣の承認を受け、右の基準額を超え、又は新しい種目及び算定基準を設け、それぞれ実情に應じ実施することができ。

昭和二十四年七月十五日印刷発行

津市栄町一丁目

三重縣公報（第三種郵便物認可）

三
重
縣
廳
津市廣明町三三五番地
印刷所

振替口座番号名古屋二四三六番